



## 税理士損害賠償請求事件／消費税の有利選択誤り

### ～ 損害額の一部に顧問契約の「賠償額制限条項」を適用 ～

今回は、税理士に対する損害賠償請求事件で、原告法人と顧問税理士が締結した委嘱契約に「賠償額制限条項」の定めがある場合の最新の判決をご紹介します。

(令和5年6月21日福岡地裁・一部認容・一部棄却・確定・TAINSコード:Z999-0182)

∞

∞

∞

∞

#### <事案の概要>

本件は、経営コンサルティング事業等を営む原告X社が、被告Y税理士の指導・助言に従って消費税の申告などをしたところ、①第1期及び第2期に免税事業者としたこと、②第3期以降簡易課税事業者を選択したこと、③第5期に本則課税事業者に戻さなかったことにより、消費税等を納めることになった又は還付を受けられなかったなどと主張して、Y税理士に対し、債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償金(合計605万円余)及び遅延損害金の支払を求めた事案です。

#### <福岡地裁の判断>

裁判所は、次のように判示して、Y税理士に賠償すべき損害額(191万円余)の支払いを命じました。

##### 1 Y税理士に善管注意義務違反があるか

Y税理士は、X社とA社(X社代表者が50%出資)が、形式的にも実質的にも独立した別個の法人であることを判断することができたにもかかわらず、第1期及び第2期において、税務調査においてX社(本件事務所)がA社の支店と判断される可能性が高いと判断し、免税事業者を選択すべきことを指示した。また、X社は、第3期から課税事業者となったため、第3期及び第4期において、本則課税事業者のままであれば、X社がA社(非居住者)に対して行ったコンサルタント業務という役務の提供が輸出免税取引に該当することを理由に消費税等を納付する必要がなかった。ところが、Y税理士は輸出免税取引に該当しないと判断して、簡易課税制度を選択することを指示し、消費税等の還付を受けさせなかったものであるから、いずれも善管注意義務に違反するというべきである。

Y税理士は、第4期中に、X社が本則課税事業者と簡易課税事業者のいずれである方が有利であるかを検討し、本則課税事業者である方が有利であれば、第5期中に本則課税事業者に戻す義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、第4期中に簡易課税不適用届出書を提出せず、第5期において、X社をして、簡易課税制度の適用を前提とした消費税等を納付させ、かつ、消費税等の還付を受けさせなかったものであるから、善管注意義務に違反するというべきである。

##### 2 顧問契約の「賠償額制限条項」適用の有無

賠償額制限条項(委嘱契約8条2項)は、Y税理士の過失が原因で生じたX社の損害について、Y税理士が受けた利益を限度で賠償すれば足りるとするものであるが、その趣旨に鑑みると、Y税理士に故意又は重大な過失がある場合には適用されないと解するのが相当である。

X社の第1期から第4期までの損害額については、賠償額制限条項が適用されるが、第5期の損害額については、Y税理士に重大な過失があると認められるから賠償額制限条項は適用されず、Y税理士は、その全額について賠償責任を負う。その結果、Y税理士がX社に対して賠償すべき損害額は191万円余となる。  
……………(税法データベース編集室 市野瀬 香子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判22頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。